岩手県

令和8年度 社会福祉施設及び医療施設等 物価高騰緊急対策支援金

＼社会福祉施設及び医療施設等を対象に支援金（令和8年度）を支給します／

令和8年9月14日（月）より申請受付開始！

岩手県では、物価高騰による社会福祉施設及び医療施設等の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスを安定的に提供するため、社会福祉施設及び医療施設等を運営する法人・個人に対し、支援金（令和8年度）を支給します。

支給対象者

令和8年8月1日時点において、岩手県内に所在する、チラシ裏面に掲げる施設・事業所を運営している法人・個人。

支給額

各施設、事業所ごとにチラシ裏面の算定方法により算出した額を支給します。

必要書類

①社会福祉施設及び医療施設等物価高騰緊急対策支援金支給申請書兼請求書

②振込先の口座情報が分かる書類等の写し

※その他支給の決定に必要となる書類等の提出を求めることがあります。

申請方法　ホームページ又は郵送でお申込みください

ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください。

ホームページから申請する場合

申請特設ページにアクセス
▼
申請フォームに必要事項を入力
▼
提出書類を添付
▼
入力終了・申請
▼
申請完了

申請書類に不備がないことを確認できてから
給付金の振込までは**およそ4週**を予定しています

書類で申請する場合

所定の申請用紙に必要事項を記入
▼
提出書類を同封の上郵送

郵送先　〒020-8779
岩手県盛岡市神明町5-5
岩手県火災共済会館 5階
「社会福祉施設及び医療施設等
物価高騰対策支援金支給事務局」宛

▼
申請完了

申請書類に不備がないことを確認できてから
給付金の振込までは**およそ5週**を予定しています

※振込までの期間をお約束するものではありません。書類の不備や審査状況によって変動します。ご了承ください。

申請特設ページはこちら
https://syakaihukusi-iryoushien.pref.iwate.jp/

申請書類のダウンロードはこちら

※申請終了後、不正な申請や営業実態の調査のため、一部の事業者を対象に調査を実施する場合がありますので、本給付金の申請に使用した必要書類や申請様式については、必ずコピーや写しをとり、2032年3月31日まで保管いただくようお願いします。
※給付金の支給を受けた事業者は、原則、岩手県による調査を拒否することはできませんので、あらかじめご了承ください。

受付締切　令和8年10月30日（金）※郵送での申請の場合は、当日消印有効

支給対象者・支給額については裏面をご覧ください

お問い合わせ
提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金支給事務局
〒020-8779　岩手県盛岡市神明町5-5　岩手県火災共済会館 5階
019-658-9601　受付時間 9:00～17:00（平日のみ）　info@iwate-syakaihukusi-iryoushien.jp

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています

支給対象者・支給額一覧

●別表1 救護施設

区分		単価(円) 1事業所あたり	単価(円) 定員1名あたり	支給要件
救護施設	—	—	13,700	

●別表2 障害福祉サービス事業所等

区分	サービス種別	単価(円) 1事業所あたり	単価(円) 定員1名あたり	支給要件
通所系	療養介護事業所	114,000	—	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している通所系事業所。
	生活介護事業所	114,000	—	
	重度障害者等包括支援事業所	114,000	—	
	自立訓練(機能訓練)事業所	114,000	—	
	自立訓練(生活訓練)事業所	114,000	—	
	就労移行支援事業所	114,000	—	
	就労継続支援(A型)事業所	114,000	—	
	就労継続支援(B型)事業所	114,000	—	
	就労選択支援事業所	114,000	—	
	児童発達支援事業所	114,000	—	
	放課後等デイサービス事業所	114,000	—	
入所系	障害者支援施設	—	13,700	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している入所系施設。 ※短期入所事業所における、空床利用型は対象外。
	共同生活援助事業所	—	13,700	
	短期入所事業所(空床利用型は対象外)	—	13,700	
	福祉型障害児入所施設	—	13,700	
	医療型障害児入所施設	—	13,700	
訪問系	居宅介護事業所	39,000	—	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している訪問・相談系事業所。
	重度訪問介護事業所	39,000	—	
	同行援護事業所	39,000	—	
	行動援護事業所	39,000	—	
	就労定着支援事業所	39,000	—	
	自立生活援助事業所	39,000	—	
	居宅訪問型児童発達支援事業所	39,000	—	
	保育所等訪問支援事業所	39,000	—	
相談系	一般相談支援事業所	39,000	—	
	障害児相談支援事業所	39,000	—	
	特定相談支援事業所	39,000	—	

●別表3 介護サービス事業所等

区分	サービス種別	単価(円) 1事業所あたり	単価(円) 定員1名あたり	支給要件
通所系	通所介護	136,000	—	○介護保険法の規定に基づき開設している通所系事業所。 ※介護予防サービス・総合事業は対象外。 ※保険医療機関のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所は対象外。
	通所リハビリテーション(医療・施設みなしを除く一般指定のみ)	136,000	—	
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	136,000	—	
	地域密着型通所介護	136,000	—	
	認知症対応型通所介護	136,000	—	
	小規模多機能型居宅介護	136,000	—	
入所系	介護老人福祉施設	—	13,700	○介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している入所系施設。 ※介護予防サービスは対象外。 ※養護老人ホーム又は軽費老人ホームにおける、地域密着型特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護は対象外。 ※短期入所系施設における、空床利用型は対象外。
	介護老人保健施設	—	13,700	
	介護医療院	—	13,700	
	短期入所生活介護(空床利用型は対象外)	—	13,700	
	認知症対応型共同生活介護	—	13,700	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	13,700	
	養護老人ホーム	—	13,700	
	軽費老人ホーム	—	13,700	
	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護・軽費を除く)	—	13,700	
	特定施設入居者生活介護(養護・軽費を除く)	—	13,700	
訪問・相談系	居宅介護支援	39,000	—	○介護保険法の規定に基づき開設している訪問・相談系事業所。 ※介護予防サービス・総合事業は対象外。 ※保険医療機関のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所は対象外。
	福祉用具貸与・販売(同一事業者の重複支給は不可)	39,000	—	
	訪問介護	39,000	—	
	訪問入浴介護	39,000	—	
	訪問看護ステーション(医療機関を除く)	39,000	—	
	訪問リハビリテーション(医療・施設みなしを除く一般指定のみ)	39,000	—	
	夜間対応型訪問介護	39,000	—	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	39,000	—	

●別表4 児童養護施設等

区分		単価(円) 1事業所あたり	単価(円) 定員1名あたり	支給要件
児童養護施設	—	—	13,700	○児童福祉法の規定に基づき設置している児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設。 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき設置している女性自立支援施設。 ○支援金の算定において、暫定定員を設定されている施設にあっては、暫定定員に基づき支援金を算定する。
乳児院	—	—	13,700	
児童心理治療施設	—	—	13,700	
女性自立支援施設	—	—	13,700	

●別表5 医療施設

区分		単価(円) 基礎支援金(1施設あたり)	単価(円) 加算支援金(1床あたり)	支給要件
医療施設	病院・有床診療所	230,000	21,300	○医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療施設。 ※休床中の病床は対象外。 ※全ての病床を休床している有床診療所は無床診療所の単価で算定。 ※同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方のみ申請可能。
	(特別高圧を受電する医療機関への加算支援金) ※上記の医療施設のうち、特別高圧を受電する医療機関。	—	15,000	
	無床診療所(医科)	115,000	—	
	無床診療所(歯科)	115,000	—	
	助産所	115,000	—	○医療法の規定に基づき開設している助産所。

●別表6 施術所

区分		単価(円) 基礎支援金(1施設あたり)	単価(円) 加算支援金(1床あたり)	支給要件
施術所	按摩、鍼、灸、柔整	38,000	—	○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所。 ※同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一箇所のみ申請可能。

●別表7 薬局

区分		単価(円) 1事業所あたり	単価(円) 定員1名あたり	支給要件
薬局	—	38,000	—	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設。